

第30回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 平成27年8月4日（火）14:00～15:00

2. 場 所 中央合同庁舎第8号館 5階共用C会議室

3. 出席者 内閣府原子力委員会
岡委員長、阿部委員、中西委員
内閣府原子力被災者生活支援チーム
松井支援調査官
内閣府原子力政策担当室
板倉審議官、大島参事官

4. 議 題

- (1) 福島避難指示区域の現状と課題
- (2) その他

5. 配付資料

- (1-1) 福島避難指示区域の現状と課題
- (1-2) 檜葉町の避難指示解除について
- (2) 第22回原子力委員会定例会議議事録

6. 審議事項

(岡委員長) それでは、時間ですので、第30回原子力委員会を開催いたします。

本日の議題、1目が福島避難指示区域の現状と課題、2目がその他です。

まず、1つ目の議題について事務局から御説明をお願いします。

(大島参事官) 福島避難指示区域の現状と課題につきまして、内閣府原子力被災者生活支援チームの松井支援調査官より御説明をお願いいたします。

(松井支援調査官) 内閣府被災者支援チームの松井でございます。恐縮ですが、着席して説明させていただきます。

きょうは御説明の機会を頂戴いたしまして、まことにありがとうございます。

まず、お手元の資料、横向きの紙ですけれども、福島県の避難指示区域の現状と課題ということで、こちらに基づきまして御説明させていただきます。

昨年1月に現状という形で1回報告させていただいたかと思っておりますけれども、その後、田村市、川内村、楡葉町で避難指示の解除は進んでございますので、そちらのアップデートも含めて御報告させていただきたいと思っております。

まず、1枚おめくりいただきまして、福島県の概要ということで、これはもう言わずもがなでございますけれども、浜通り、中通り、会津地方という3つに分かれまして、浜通り地方というのが今回の福島第一原発事故の影響を一番最も大きく受けたというエリアになってございます。

更に1枚おめくりいただきまして、浜通りの概要です。福島第一原発、それから、第二原発の周辺に12市町村がございまして、こちらが主にその事故の影響を受けたエリアというふうになってございます。

1枚おめくりいただきまして、4ページでございます。事故当時、23年3月11日から3年たちまして、26年11月7日時点ということで線量を計測してございまして、3年たちますと、色を見ていただくとおわかりになりますとおり、線量はそれなりに下がってきているというのが直近の現状でございます。

それから、福島第一原発とチェルノブイリ事故との比較ということでございます。オフサイト、下のパートBというところをごらんいただきますと、放射性物質の飛散量は、福島第一原発の事故ではチェルノブイリの7分の1で、77京Bqでして、その汚染地域もチェルノブイリに比べると範囲としては狭いということ、被災者数は今年の3月時点で8万人に対して、チェルノブイリでは11万人といった形の対比などがなされてございます。

1枚おめくりいただきまして、当時の経緯でございまして、23年3月に事故が発生いたしまして、避難指示、それから、屋内退避命令といった形で出されましたけれども、23年4月に3つのエリアに整理をいたしました。警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域ということで、20キロ圏内、それから、20キロを超えて飯舘村などが主に対象ですけれども、放射線量が年間20mSvを超えるエリアは計画的避難区域としておりまして、更に30キロ圏内といったものが緊急時避難準備区域といった形になってございます。

こちらが平成23年12月、冷温停止状態が確認されました時点で、その後、避難指示区

域の見直しということが行われまして、新しく3つの区域に再編されております。まず、赤いところの帰還困難区域、これは放射線量が50mSvを超える高いエリアということでございます。それから、居住制限区域、避難指示解除準備区域ということでございまして、線量に応じてこのエリアを分けてございます。特に赤い帰還困難区域につきましては、原則として立入禁止ということでございます。それから、黄色と緑につきましても、現状では原則として夜間宿泊が禁止であるということで、事業活動は再開できる状況にございますけれども、住民の方が泊まって何かするといったことは原則としてできないエリアになってございます。そのエリアが右下で、これは区域見直しの時点で再編された時点の地図でございます。

この区域見直しをやる際、私ども住民説明会、全部で200回ぐらいやらせていただきましたけれども、原発の安全神話に対する批判でありますとか、1Fの廃炉作業は本当に安全なのか、放射線の健康影響、避難生活がいつまで続くのか、復興に向けて故郷の復興、生活再建への支援といったもので、もっと政府がやってくれないと困るとか、それから、子供や孫の将来に対する不安、最後には賠償といった様々な御意見が出されております。

したがいまして、現在は、6ページの右側にあるような状態でございます、そのうち左側でございます田村市と川内村の一部、それから、今般檜葉町が9月5日に避難指示の解除となる見通しでございます。

改めまして、避難指示とは何かということでございますけれども、8ページでございます。避難指示の解除というのは、基本的には復興への本格的なキックオフであるというふうに私どもは考えておりまして、避難指示はふるさとに戻りたいと考える住民の方々も含めて、一律かつ強制的な避難を強いる措置であるということで、一種の規制であるということをお願いしております。この避難指示の解除と申しますものは、戻りたいと考えている住民の方々の帰還を可能にするものであるということでございまして、当然ながら規制緩和でありますので、実際に戻れるかどうかというものは、もちろん住民の皆様のお一人お一人の御判断によるものということでございます。したがいまして、避難指示を解除したからといって、そのエリアに住民の方々が帰還を強制されるものではないという位置づけになってございます。

それから、これは檜葉町の資料の抜粋ということでございますけれども、当然ながら避難指示が解除されたら国の復興支援というのは終わってしまうのではないかというようなお声もよく頂戴いたしますけれども、当然ながら避難指示の解除後も復興支援、これは政府

として責任としてしっかりやっていくというものでございます。

それから、避難指示の解除につきましては、3つの要件というものを考えてございまして、これは檜葉町の避難指示解除の際にもこのメルクマールで判断をさせていただいたということでございますが、空間線量率で推定された年間積算線量が20mSv以下であること、それから、日常生活に必要なインフラ、生活関連サービス—これは医療や介護、郵便といったサービスですけれども—が復旧して、子供の生活環境を中心とした除染が進んでいること。それから、当然のことながら県、市町村、住民との協議というような条件でございます。

こういった解除に至るプロセスでございますけれども、まず、平成25年12月20日に復興に向けたプロセスに向けた施策を政府として閣議決定をいたしました。25年12月の時点では、この中の9ページの下の方角にございますような避難指示の解除、帰還に向けた取組を更に強力に進めていく。それから、新たな生活の開始に向けた取組をもっと拡充していく。それと、当然のことながら事故の収束、国と東電の役割分担の明確化といったことを定めさせていただきました。

25年に一度閣議決定させていただきましたけれども、その後、ちょっと説明をはしよらせていただいて、15ページに飛んでいただきまして、この6月12日に閣議決定の改訂ということを行いました。これは何かと申しますと、25年12月に閣議決定をさせていただいたのち2年弱、様々な取組をやってまいりました。その後、真ん中にごございますような進捗がございました。例えば避難指示解除では、田村市が昨年4月、それから、川内村は昨年10月に一部地域を除いて避難指示の解除が実現しております。また、インフラについても、国道6号線の一般通行、昨年の9月に再開しております。それから、常磐自動車道はことしの3月に再開しております。

教育の観点では、広野町に県立のふたば未来学園高等学校が再開いたしまして、152名の学生さんが今いらっしゃっております。子供さんが戻られると、本当に環境が変わるといふか、現場の空気も変わるといふか、いよいよ復興に向けて皆さん前向きになってくるというのが非常に伝わってくる明るいニュースだったわけですが、それ以外にも除染の進捗、それから、中間貯蔵、これはパイロット輸送といった形で試験的に各町1,000袋ずつフレコンバッグの輸送というものが開始されております。それから、4号機の使用済燃料の取り出し完了といった形で、復興に向けて様々な進捗がございます。

他方でこの一番下にごございますけれども、この1年半で改めてさらなる課題といったもの

も見えてまいりまして、やはり事故から4年以上たちまして、復興に向けた道筋が見えないという声が避難されている住民などを中心に、いつになったら帰れるんだという長期避難に伴う懸念といった声もございますし、それから、2つ目のポツにございますような避難者の心身の健康状態の悪化、住宅の劣化というものが更に進んでしまうといったものがございますとか、それから、当然事業者につきましては、事故前に比べてお客さんや取引先といったものがそもそも別のところに行ってしまうといていないとか、あるいは風評被害といった形で引き続き厳しい事業環境が進んでいるような状況でございます。

こういった中で、この6月の閣議決定では新しいさらなる取組といったことで、取組の支援を閣議決定しております。これは16ページでございますけれども、まず早期帰還の支援といった形で避難指示解除準備区域、それから、居住制限区域、これは右側の地図で緑とオレンジ色の部分ですけれども、こちらについては事故から6年後、29年3月までに避難指示を解除できるように環境整備を加速していくということでございまして、あと2年弱でございますけれども、これを6年後までにこの緑と黄色の部分解除できるように政府としても環境整備に全力を出すということでございます。

それから、2つ目の丸でございますけれども、避難指示解除時期にかかわらず、事故から6年後解除と同等の精神的損害賠償の支払ということでございまして、これはこの閣議決定の前までは避難生活に応じて精神損害賠償といった毎月10万円ですけれども、これが支払われる構造になっておりまして、避難指示が早く解除された区域の住民はもらえる賠償が少なくなるといった形のリンケージがございました。今回の閣議決定では、避難指示解除の時期にかかわらず、事故から6年後解除と同等の精神的損害賠償を支払うということで、早く解除しても6年後に解除してももらえる賠償額は一緒であるというような形に改めたということでございます。

それから、旧緊急時避難準備区域への復興施策の展開ということで、これは20キロ圏外の例えば広野町のような、避難指示がないところですが、当初は30キロ圏内にありまして旧緊急時避難準備区域といった形で区域設定されていたところがございまして、ここについても、20キロ圏内ばかりが集中的に復興を受けるということではなくて、やはり被災をしているエリアではございますので、政府としてしっかり支援をしていくということでございます。それから、一層のきめ細やかな放射線防護、あるいは除染、中間貯蔵といった様々な取組に向けて体制を更に強化していくといったことが決定されております。

また、戻るだけではなくて、やはり戻った後に新しい生活の展望が見えないと、なかなか

戻っても何をするんだということになりますので、新しい生活の立ち上げという観点では、復興拠点といった形の各市町村で、中心的な商業施設が集まるような復興拠点を整備させていただいて、この整備に向けていろんな国の施策が柔軟にできるようにサポートをさせていただくということでございます。

それから、帰還困難区域、この赤いエリアにつきましては、6年後までに避難指示解除できるよう環境整備する、といった対象ではないわけですが、そういったエリアにおきましても、復興拠点となる中心的な部分については、区域の見直しを進めて復興の拠点としていくといったことが盛り込まれてございます。それ以外にも福島イノベーション・コーストですとか福島12市町村将来像といった形で、この12市町村を将来どういった形で新しい産業などを呼び込んで、産業振興していくかといった取組もこの閣議決定を踏まえて更に加速をしていくということでございます。

それから、もう一つ、17ページでございますけれども、今回新しく自立支援に向けた取組の大幅な拡充といったことも盛り込んでございます。こちらは29年3月までに避難指示を解除できるというように環境整備を進めるという中で、特にこの2年間においてやはり集中的に環境整備に向けた支援というものも政府としてしっかり講じていく必要があるという認識のもとで、(1)にございますような新しい自立支援を実施する主体を創設するといったことも閣議決定してございます。これは新たな支援主体を官民が合同に一体となったチームを創設させていただいて、今避難されている事業者の方、これは8,000社程度おられるというふうに想定しておりますが、こちらに対してむしろ積極的に戸別訪問を官民チームが行わせていただくということございまして、やはり避難されている方、事業の再開に向けて実に様々な課題があると我々としても思っておりまして、例えばもう自身は高齢になったので廃業するにはどうしたらいいのかとか、あるいは事業を転換して新しいことをやりたいとか、もうお子さんの世代に事業を承継したいとか、販路拡大、風評被害で販路開拓ができないとか、様々な事業者に応じて問題がございますと思いますので、そこはむしろ官民チームが個別にこちらからアプローチさせていただいて、個別具体的な課題を年内集中的に点検、チェックさせていただきます。こちらを踏まえて、年末をめどに例えばこの補助金の使い勝手が悪いとか、こういう支援策はないのかいろんな御要望が恐らく出てこようかと思っておりますので、いただいたお声を踏まえて、自立に向けた支援策の拡充や、主体のあり方といったことが何か検討できないかということで、この夏にもまずは官民チームを創設させていただく予定でございます。

それから、当然のことながら、これまでも様々な支援策をやってございまして、（２）に
ございますとおり、今やっている施策も色々ございますけれども、こちらにも更に最大限活
用しながら自立に向けた政府としても支援をさせていただきたいと思っております。特に
商工業もさることながら農林水産業の再生といったこともかなり重要でございますので、
農水省とも一緒になりながらこの自立支援に向けた取組といったものを進めていく予定で
ございます。

それから、この自立支援展開を行う２年間は東京電力、営業損害への賠償についてきちんと
と対応するというところでございます。また、その後は個別の事情を踏まえて適切に対応す
るということもあわせて閣議決定してございます。

以上のような閣議決定を６月１２日にさせていただきまして、自治体にその避難指示の解
除はどういった形で進んでいるのかということでございますが、１９ページに進んでいた
だきますと、やや繰り返しですけども、田村市と川内村、これは今年の４月と１０月に
この緑の点線の中のエリアが解除されております。これに続きまして、（３）にある檜葉
町については、７月６日に高木陽介原子力災害現地対策本部長（経済産業副大臣）が檜葉
町を訪問しまして避難指示の解除日を９月５日にするという旨伝達させていただいており
ます。９月５日に避難指示解除準備区域の解除を今予定しておりまして、原子力災害対策
推進本部での正式決定を今は待っているところでございます。

これまで田村市と川内村というのは避難指示解除のエリアが部分的ではございました。他
方で檜葉町というのは、ほとんど全てのエリアが２０キロ圏内ということで、町としても
全町避難されていた状況でございます。今回その解除に基づきまして、町民の方は大体７、
５００人ぐらいいらっしゃいますけれども、この方の帰還といったものが進むことが期待
されますので、更に今後、他の市町村にもこういった取組を波及して復興に向けた取組が
進んでいくということが期待できるのではないかと考えてございます。

やや詳しくは檜葉町の経緯を御紹介させていただきます。恐縮ですが、別の下の方に檜
葉町の避難指示解除についてポイントというものがございます。

こちらにございますとおり、７月６日に高木本部長から檜葉町長、それから、町議会議長、
副議長、福島県知事がおられる場で９月５日に解除するという旨を伝達させていただきました。
こちらに基づいて、檜葉町の皆さんにその解除の意義といったものをあわせてメッ
セージとして発出してございまして、そのポイントが真ん中にごございます。メッセージのポ
イントとしてやはり繰り返しではございますけれども、避難指示の解除というのは、あく

まで規制緩和でありまして、戻りたいという方々を戻させない強制的な規制措置であるといった以上は、早々に環境が整った段階でそれぞれの指示を解除させていただいて、戻りたいという方は戻られるようにするという規制緩和をしていくことが重要というふうに考えております。

やはり長期避難、もう4年以上避難されている方、狭い仮設住宅にお住まいになられて、かなり心身ともにストレスを感じておられて、他方で戻られると、本当におうちが広くて気持ちがよく、戻れてうれしいといったお声も聞きますので、こういった規制緩和といったものを進めつつ、他方で、規制緩和されてもやはり戻りたくないあるいは戻れないといった方もいらっしゃいますので、そういった避難されている方へのケアというものを引き続き丁寧にさせていただきたいというふうに思っております。

(2)でございますけれども、避難指示解除の伝達にあわせて、やはり様々な取組もきちりやる必要があると思っております、特に1ポツにございますような損害賠償の精神損害の賠償の追加とか自立支援の拡充、それから、除染あるいはきめ細やかな放射線防護、医療、それから、買物の環境、飲料水の不安、放射線に対する不安あるいは住宅のリフォームがまだなかなか進まないといった様々なお声がございますので、こういった方々に向けた支援というのを引き続き解除後もやっていただくということもメッセージとして出させていただきます。

一連のプロセスですけれども、こちらの横向きの紙、1枚おめくりいただきまして、この裏のページでございます。

参考1でございますけれども、ここに解除に至るプロセスといたしましては、26年3月にまずエリア町全体の除染が終了いたしまして、いよいよ帰町に向けたプロセスというのが本格化してまいりました。ことしに入ってから町議会とも意見交換をさせていただいたり、ならば復興加速円卓会議といった形で、復興に取り組む方々にお声がけさせていただいて、高木副大臣以下で復興に向けた取組の意見交換などをさせていただきました。それから、3月、4月、5月と議会あるいは行政区長への説明あるいは住民懇談会、住民の方々へ説明、こういったものもやらせていただきまして、その後こういったお声も踏まえて先ほど申し上げた閣議決定なども6月12日にさせていただきました。

更に、ここも1枚おめくりいただきまして、その後6月に入って、閣議決定を踏まえて、また戸別訪問、住宅一軒一軒、避難されている方々のお声を頂戴したり、それから、住民懇談会の2回目も計8回やらせていただきまして、医療環境がちょっと不安であるとか、

それから買物のラインナップが足りないのではないかとか、それから、飲料水が放射線の影響を受けているのではないかといったような心配のお声も頂戴しましたので、これに対する追加対策も講じることといたしまして、それを踏まえて7月6日に避難指示解除伝達といったことを町に対して行わせていただいたというプロセスでございます。

今回は7月6日の場には議会あるいは福島県副知事も同席いただいて、町だけでなく町の住民の代表である議会、それから、福島県にも入っていただいて、国と一体的に解除、それから解除後の復興に向けた取組、この重要性というものを改めて再確認することができたのかなということございまして、今後のほかのエリアの避難指示の解除に向けた取組の一つ、好事例になるのかなというふうに私どもは考えてございます。

それから、恐縮ですけれども、横向きの紙に戻っていただきまして、そのような形でこれまで3つの避難指示解除をさせていただきまして、この19ページでございます。今後、葛尾村でございますとか川俣町といったエリアでも緑色のエリアを中心に避難指示解除、それから、帰還に向けた取組というのを政府としてもしっかりやっていく必要があるというふうに考えてございます。

実際に避難指示解除されたエリアではどういうことが進んでいるかでございますけれども、20ページでございます。

まず、田村市では、解除前から既にこれは都路というエリアは避難指示が出されていたエリアですけれども、既に診療所が再開されていたりいたしましたけれども、この右側でございますように、避難指示の解除の4月にあわせて、この古道小学校あるいは岩井沢小学校、都路中学校が、解除にあわせて再開したといったケースでございますとか、買物環境、コンビニでございますとかいったものも進展が進んでございます。この田村市都路地域にできた左下でございますファミリーマートですけれども、これは事故前はこのエリアに全くコンビニがなかったのですけれども、避難指示の解除にあわせて、復興の一環として新しくファミリーマートもできまして、より復興に向けた取組というのが加速しているのかなというふうに考えてございます。

例えばこういったところでは、やはりお子さん、小学校、それから、中学校といったものが再開したというのが非常に大きくございまして、お子さんがいらっしゃると、本当に中におられる方の前向きな気持ちというのがますます高まって、非常によかったのかなというふうに思っております。

それから、下の21ページですけれども、川内村でございますが、こちらは日々の生活の

安心に向けた取組ということで、個人線量計を配ったりとか、企業誘致、それから農業の再開に向けた実証作付け、試験的な作付けなどもやらせていただいたりとか、道路の整備、それから、医療・福祉サービス、教育といった形で進んでございます。

それから、22ページ、檜葉町におきましても、商業施設でございますとか、それから、右上にございますが、飲料水の安心確保といったところで、飲料水のもとになっている木戸ダムがこのダム湖の下にセシウムの混じった泥がたまっているということで、ここから水を引いて町民の皆さんの水道水とさせていただいていることに対する不安が強く、こういった方々への不安をできるだけ軽減すべく、例のない取組ですけれども、浄水場に24時間の放射線モニタリング機器をつけたり、住民の皆様は蛇口で放射線検査をやるとか、様々な取組を取らせていただいたところでございます。

23ページにございますけれども、既に避難指示が解除されている田村市、川内村では、大体1年程度たちまして、6割ぐらいの帰還の状況ということでございます。

その他復興に向けた前向きな取組として24ページのイノベーション・コースト構想なども研究会を回せていただいて、その構想の具体化といったことを図っておりますし、ちょっとはしよりますけれども、26ページ、27ページで復興に向けた様々な措置でございますとか、自動車道の全線開通、また常磐線は津波の影響など複合的な部分がありまして、まだ全面開通しておりません。これは国交省、それから、JRさんにも多大な御尽力をいただきまして、なるべく早くの再開を目指すといった形で今復旧を進めているところでございます。

それから、中間貯蔵施設ですとか賠償金の支払状況ということを時間もございませんので、参考までにお示しさせていただいております。

すみません、駆け足で恐縮ですけれども、当方からの御説明は以上でございます。ありがとうございました。

(岡委員長) ありがとうございました。

それでは、御質問をお願いします。阿部委員からお願いします。

(阿部委員) 説明ありがとうございました。いろいろ多様な方策を考えて、いろいろやっておられるということはわかりましたが、やはり難しいのは事故が起こって放射性物質が放出されたということで、避難、立ち入り禁止その他となったわけですが、いろいろ伺うと難しいのは、やはり放射線というものについて、ある人は非常に心配で怖がるし、ある人はそうでもないということで、個人のいろんな対応が違うというところが難しいところだと

と思いますが、もう一つは、これは最初の事故の後しばらくよく聞いたんですけれども、子供とか若年層は放射線に対する感受性が高いので、特に気をつけなきゃいかんと。我々みたいな年寄りは大丈夫なんだという話もありましたが、これもやっぱりそうすると、家族の中でいろいろ感受性、心配の度合いも違うので、結局避難をするあるいは帰還をするといっても、家族が一体でなかなか動けないあるいはコミュニティー全体でもなかなか動けない、そこが非常に難しいところだと思うんですね。

それもあって、この全体としてコミュニティーで動けるように一定の基準を定めて、帰還困難区域、準備区域、それから解除ということになっているわけですが、先ほどこれは規制があって、解除するというのは規制の緩和でありますという御説明がありましたよね。ということは逆に言うと、帰還困難区域というのは説明にありますけれども、原則立ち入り禁止、入っちゃいけないと、こうなっているわけですね。ということは、もし強引に入っちゃうと逮捕されて処罰を受けるんでしょうか。

(松井支援調査官) 特に罰則というものはございませんので、逮捕するとかそういったことではございません。やはり線量は基本的には高いという前提がございますので、やはり入られる方の健康面に非常にリスクがあるということで立ち入りを制限させていただいているということがございます。

(阿部委員) ある意味では、もし制止を破って無理やり入った人は、例えば将来に何かあっても東電に損害賠償請求できないとか、あなたはあのとき勝手に入ったじゃないですかと、そういうような、あるいは勝手に帰還した人はいろんなベネフィットが得られないというような意味においてのいろんな制裁があるのかもしれないですね。

他方、そういうことから考えてみると、ここで年間50mSv以上のところが帰還困難区域で立ち入り禁止となっていますけれども、考えてみると、福島第一原発には毎日何千人の作業員が行って、除染とか何か廃炉の作業をしていますよね。ですから、そういうある程度の危険を承知で、自分でそう決めた人は入ってもいいと、こういうことなんですね、これは。

(松井支援調査官) 作業員の方は、やはり廃炉のプロセスでもちろん進めていただく必要がありますので、住民の方々とはちょっと取扱いを変えていただいている。当然のことながら廃炉の作業をされている方は十分に防護措置、タイベックススーツとかいろんなマスクとか着用されて作業されているわけですので、何も着ないで、着の身着のままその辺の赤いエリアに入るといった方に比べると、きちんとした防護措置というのを図っております

し、個人線量計というのもちゃんと計って、そこが一定数値以上になったら、もう一回出なきゃいけないとか、そういった規制というルールもちゃんと定めてやっておりますので、ちょっとそこは住民の方とは別かなというふうに考えております。

(阿部委員) いろんな人のいろんなこだわりとか、あるいは是非ともこれは自分の家に帰ってこれをやりたいとかいろいろあると思うので、規制という言葉をおっしゃいましたが、日本における規制その他の議論の中で、最後は要するに自分でリスクをとる、自分でリスクは決めるんだということの議論がありますよね。ですから、最終的にはもちろん3段階の色分けをして規制がありますけれども、最後は御自分の判断なんですということもある程度そこにおける柔軟性を残しておくことも必要かなと。逆に言いますと、解除されましたと。どうぞお帰りくださいと。これは今、説明にありましたけれども、しかし、なおかつ自分はいろんな理由で心配があるか、あるいはもうほかに仕事を見つけたとか、ほかに定着したということで帰りたくない人にもある程度のベネフィットは、だからといって拒まずにある程度の平等性を確保すると、こういうのもやっぱり大事な柔軟性じゃないかなと私は思いました。ありがとうございました。

(松井支援調査官) まさにおっしゃるとおりでございますので、一応規制ということですので、基本的にはこのエリアに入ると生命、身体にリスクがあるという前提で今、規制をかけさせていただいておりますので、それがあつた時点においては、やはり自由に立入りしていただく住民の方への生命、身体へのリスクがどうしても生じてしまうものですから、避難指示といった形をさせていただいております。

他方で、十分もう線量も下がってきておりますので、そういった部分につきましては、もう解除させていただいて、今おっしゃっていただいたとおり、戻りたい人は戻ると。他方で、やはり戻りたいけれども、まだ家が壊れているままだとか、あるいはもう避難先の学校にお子様に通っているとか、もう避難先で就職しているとか、そういった形で様々な事由で戻れない方というのもしらっしゃいますので、そういった方へのサポートというか、それもきちんとやらせていただくというのは、まさにおっしゃるとおりだと思っています。

実際に7月6日に高木副大臣が檜葉町に行った際には、その後、今、檜葉町に7,500人の大体5,000人ぐらひはいわき市に避難をされております。したがって、いわき市で仮設住宅などに住まわれている方が引き続き丁寧に行政サービスをいわき市でも受けられるように、高木副大臣からいわき市長に対しても引き続き協力をお願いしたいというような形で要請もさせていただいておりますし、そこは、戻りたい人は戻りし、かといって

やっぱり戻れない人もいらっしゃると思いますので、そこはおっしゃるとおり両方あるかと思えます。

他方で、また前半のほうで先生おっしゃられましたけれども、やはり家族が引き裂かれるというか、私どもも住民説明会でお話を聞くと、おじいちゃん、おばあちゃんはもう帰りたいんだとおっしゃっていて、他方で息子さんとか孫の世代の方は、避難先でもう学校に行っちゃっているとか、避難先でもう働いているといった形で、本当に苦しい御判断というか、家族を本当に分断しかねないような御判断を強いてしまうことに対しては、まことに申しわけないなという思いでございます。ですので、なおのことやはり戻りたい方は戻れるということなんですけれども、それだけではなくて、やはり避難されている方へのケアといったものも引き続き丁寧にやっていく必要があるなというふうに私どもは改めて思っている次第でございます。

(岡委員長) 中西先生、いかがでしょうか。

(中西委員) どうも御説明ありがとうございました。

4ページの地図を見ましても、かなり空間線量分布が変わってきているということが判ります。この空間線量率に基づいていろいろな区域、帰宅困難区域とかが決められてきていると思いますが、これは主に何が原因で減ってきたと考えられているのでしょうか。

(松井支援調査官) これは物理的半減というか、物理的に半減期を迎えてセシウムが崩壊して放射能を出さなくなるという半減期を経て、減った部分もございますし、それに加え例えば天候による、雨によってちょっと流れるとか、そういった両方の効果が合わさって減ってくるというものでございます。

(中西委員) ただ劇的に減っていると思います。セシウム134の半減期は2年で、セシウム137と134は1対1で降ってきたとなりますと、半分を占める放射性核種のみが2年間かけて半分になるわけですね。そうしますと、2年間たって劇的に減っているということは、山の樹木の上の方の葉が、例え針葉樹でも葉が放射性核種を多量に受けとめていたので、これらの葉が樹木からかなり落ちたのではないのかと思われれます。すると、この空間線量の計測方法についてですが、これはどういうふうにされているのでしょうか。

(松井支援調査官) これは航空機モニタリングでございますので、上空から、たしか50メートルくらい上空から飛行機で空間線量を計測して、それをもとに個人線量に換算してマッピングをさせていただいているというものでございます。

(中西委員) そうしますと、その測定値は、畑や森林では相当値の変化の割合が違うのではな

いかと思われます。測定マップの23年と26年、それに26年と27年ではもう1年弱たっている図なのですが、空間線量の値が大きく減ってきています。また、避難指示区域の見直しについては、6ページにありますように、平成23年と25年に見直された後、もう2年ぐらいたっています。そこで、最初の空間線量の測定図の変化と見比べますと、相当変わっていると予想されますが、この区域の見直しは、もっと頻繁にしてもいいのではないかと思われるのですが余り予定されていないのでしょうか。特にこの赤いところというのは今でも全く同じなのですが。

(松井支援調査官) 赤いところは区域見直し以降同じでございます。繰り返して恐縮ですがけれども、解除は3要件でございます。下のほうですね。やはり線量というのは20mSv以下というのが一つの要素でございます、それ以外にもやはりインフラとか生活関連サービス、当然除染といったこともセットで解除というのは考えないといけないということになってございまして、やはりお店の再開などは、住民の方が帰らないと、そもそもお店を開いてもお客さんは来ないので開きませんとか、お医者さんも患者さんがいないのに戻っても再開するわけにいきませんと、やや鶏と卵の部分もあったりして、なかなかサービスの復旧といったところが簡単に進まない部分もあったりするものですから、解除に当たっては線量も当然のことながら、それ以外の要素も総合的に考えながら、県と町と村と相談をさせていただいて、決定させていただくというプロセスが必要になってくるのかなと思っております。

(中西委員) いろいろ御苦労があることはわかるのですが、この赤いところがいつまでも同じ大きさですと、一般の人から見ると、この図と放射線量の図がいつもごっちゃになってしまい、空間放射線量がいまだに変化の無いままだと思われてしまう気がしますので、もう少し工夫してほしいと思います。同じ赤い区域でもこの中の放射線の分布はどうなっていてまた、どう変化してきているかを入れ込むとか、何かもう少し工夫をされたほうがいいと思います。2年間同じ図ですと、放射性核種も全然減っていないという印象を受けてしまうと思いました。それから、ここに住んでおられた方たちが順次戻ってこられるということで、いろいろなことを考えられているのですが、もともとそこから避難された方がどういう職種だったかという把握はされているのでしょうか。

(松井支援調査官) 統計上のデータもとってございまして、基本的には農業とやはり建設業とか、あるいは卸、小売りといったサービス業、そういった方が多うございます。例えば檜葉町なんかですと、従業員に占める割合ですと、建設業とか農業の方が若干多かったです。

ますし、町によって異なりますが、例えば飯舘村とか葛尾村といったところでは、まさに農業をやられている方が多かったり、昔葉たばこかをつくられていたような川俣町とかいうようなところもございますし、基本的には農業と、それから、サービス業と商工業というのが大きな中心になるのではないかなと思います。

(中西委員) そうしますと、農業が一つのもとの生活に戻したいという課題だということでしたら、やはり農業が回らないとなかなか難しいところがあるかと思います。営農再開ということでいろいろされていることはわかるのですが規制値の見直しはどう考えられているのでしょうか。例えば都路などは林業が盛んで、林業をしている人の半分は今、生計は何で立っているかという、キノコ栽培用のほだ木です。ほだ木は四、五年で育つので、それを切って生計を立てているわけなのですが、ほだ木の規制値といいますと、キノコが放射性セシウムを蓄積しやすいということもあるので、非常に厳しい値です。農業を再開する上で、規制値がいろいろなところで問題となってきます。炭生産にもいろいろな課題があります。営農再開がもとの生活に戻す一つの大きな要素だとしましたら、農業のほうの規制改革ということは余り考えておられないのでしょうか。

(松井支援調査官) やはりどうしても口に入るものですので、その部分の規制緩和というか、例えば米ですと、全量検査したり、キャベツやホウレンソウといった、葉物野菜でしたら試験栽培させていただいて、数字が低かったら出荷解除というような形でやらせていただいています。その基準については、なかなか、体の中に入るものということもありまして、その見直しについては慎重であるべきかなというふうには思います。他方で、今般の営農再開に向けた取組ということでは、閣議決定させていただきます中で自立支援組織というのを立ち上げます。この中で農林水産省さんにも御協力いただいて、農業の再開に向けた支援もあわせてやらせていただきますので、やはり実際各エリアに行ってみますと、そろそろ農業もやってみたいけれども、4年たって、もう農機具とかもぼろぼろになってしまって、もう一回買い直さなきゃいけないとか、そういった営農再開に向けた費用面あるいは様々な要望というのも出てきております。むしろそういった再開に向けた取組を応援するというのをこの自立支援の中でしっかりやっていきたいなというふうに思っております。

(中西委員) どうもありがとうございました。

(岡委員長) ありがとうございました。復旧から復興へということで着実にいろんなことが進んでいるということで、大変御苦労も多かったと思うんですけども、いい方向に進んで

いると思います。

ちょっと中西委員と似た質問になって、1つはこの線量の4ページを見ると、随分実際のセシウムの半減期よりも早く減衰するんですね。これは横軸を年数で書いたらどういうふうになっているのでしょうか。自然でウォッシュアウトされたりして、実際は物理的な半減期よりもっと早く減衰しているんだと思うんですけども、減衰の傾向というのはどんな様子なんでしょうか。

(松井支援調査官) 環境省の除染結果のデータを見ますと、大体半減期で半分になるのに加えて、それに大体ウェザリングの効果が加わって、場所によって異なりますが、6割など、半分以上を超える効果が出ていると思います。他方で、今後は先ほどお話にございましたセシウム137、半減期が30年ほどだと思いますので、今後はやや下がり方が緩やかになる可能性というのもあるかと思っておりますので、3年でここまで減ってきたということではありますけれども、今後どこまで減るのかというのは、またちょっと予断を持たない。

(岡委員長) すみません。1年目に落葉によって急に下がったのかもしれないですね。

それから、もう一つは、この避難指示解除の3要件、8番にございまして、できるだけ早く解除してほしいという希望もあったと思います。どれが一番この解除に当たってきつい制約だったのでしょうか。

(松井支援調査官) それぞれ様々な課題がございまして、線量ということだと、20mSvという数値自体が高過ぎるのではないかというお声も住民説明会などではございます。

(岡委員長) もっと下げてくれと。できるだけ早く解除してくれということですか。

(松井支援調査官) 国際的な共通認識では、100mSvを一瞬ぱっと上げると、がんの死亡リスクが1%上がるというのが私どもの理解でございまして、それから、低線量被ばくでじわじわと浴びると、1%ではなくて大体その半分の0.5%ぐらいリスクが上がるというふうに考えてございます。これに基づきますと、日本人の男性のがんのリスクは大体30%と言われておりますので、がんによる死亡のリスクが0.5%上がると30.5%になるというのが100mSvであるというふうに考えます。20mSvというのは、それに比べてもそれなりに低いレベルであるというふうには考えておりますけれども、他方で、やはりそこは目に見えない放射線ですので、不安もありまして、線量が高いところに帰すのか、といった御意見をいただきます。

それから、やはりインフラ、特にやや繰り返しですけれども、なかなかお店とか病院とかがそのエリア内に復旧していなかったり、そのエリアの外に行けばあるけれども、車で3

0分とか1時間ぐらい行かないとないので不便であるとか、そういった基礎インフラに対する御懸念といったことも大きな声としてはございます。実際、今、檜葉町にある商店としては、ここなら商店街という仮設店舗の中にスーパーが1つございますけれども、今何で成り立っているかという、主に除染とか一部の廃炉の作業員の方が1Fに行く前にそこにとめて、いろいろお店で買物したりとかするということなので、ややコンビニに近い品揃えになっていたりするものですから、生活するに当たって生鮮食品がちゃんとないとやっていけないじゃないかとか、そういったお声もよく頂戴いたしました。

(岡委員長) それと、お話を伺うと、住民との協議があって、それを受けてこういうものを解除していくから、一律にこれを下回ったからと、そういう3つの制約のどれかということではないと、そういう御回答なんでしょうか。

(松井支援調査官) 長々申し上げて申しわけございません。20mSv以下だから直ちに解除というわけではございませんで、やはりこの3つの要件の中で総合的に判断をさせていただいていることかと思えます。町、村によって必要なインフラというものも変わってきたりするのであります。

(岡委員長) もう一つはよく言われるんですが、精神的、社会的影響は長く避難していると健康が悪くなるということがありまして、実はチェルノブイリの報告書にもそういうのがありまして、もうちょっと最初からいろいろそれが考慮されたらもうちょっとよかったのかなと思わないでもないんですけれども、今避難されている方に対する対策と申しますか、その健康保持の対策とかそういうことは大分いろいろ進んで、相談員もできてきたし、そういうふうな理解でよろしいでしょうか。

(松井支援調査官) 保健師さんによる見回りとか、いろんなケアさせていただいているんですけれども、また他方で、そもそもお住まいそのものが元いたところに比べると狭いとか、こういった方からすると、やっぱり早く戻りたいとお考えになる方もいらっしゃいます。

(岡委員長) 住宅のつくり方を工夫して、コミュニティーが構築されるようにつくったところはよかったんだというようなお話も聞いたんですけれども、それから、復興の考え方なんですけれども、私元に戻すというんじゃなくて、新しい農業のやり方というものもあるんじゃないかと思ったので、その考え方としてどうなっているのかと。要するに前の同じようなやり方を必ずしもしなくてもいいんじゃないかと、工学系ですので、どうしてもそういうふうに考えてしまうんですけれども、新しい農業の仕方もあると思うんですけれども、そのあたりは地元の方との相談あるいは地元の方にいろいろ外の情報もお伝え

をして考えていただくと、そういうことになっているのでしょうか。

(松井支援調査官) はい。前にやったことをもう一回やりたいという方もいらっしゃるんですけど、この震災を機会にちょっと栽培するものを変えたいとか、今ですと、例えばトルコギキョウというお花を栽培している人のところも川俣町とかあり、自立支援の取組の中でどういったものを再開していくかという相談をする中で、やはり事業転換と申しますか、栽培する作物の転換みたいなものもあわせてちょっと御相談に応じさせていただくということかと思っています。

(岡委員長) 工学系ですので、すぐ機械の応用とか、ほだ木は山から切ってこなくて、よそから持ってきて、もっと大規模に工業化して工夫してやれば新しい産業になるんじゃないかとか、そういう勝手なことをどうしても考えてしまうんですけども、実際は地元の方がおやりになる話なので、それを踏まえてやらないといけないんだと思うんですけども。

(中西委員) 農業は本当に時間がかかって、今までしていたものをもう一回植えたいと思っても、育ててみたところ放射線量が低かったという試験栽培の結果が3か所から得られないと許可がありません。ですから、これを前植えていたから植えたいといっても、今そんなのを植えている農家がないのにだめだ、つまりその地方で3カ所植えていなければできないなど、いろいろな制約があります。機械化も新しい農業の方向かもしれないのですが、とりあえず元に戻したいという人がすごく多いのです。ちょっと植えたいという農家の活動を応援する上でも、その規制を少し緩和するとか、自分たちで食べる分はいいだろうとか、もう少し細かく配慮していただけるといいのではないかと思います。

(松井支援調査官) 私も葛尾村に行った際には、基本的に夜は泊まれないのですけれども、先ほどおっしゃられたような3カ所で試験栽培を今まさにやっているところがございますが、住民の方はやっぱり避難先から乗り合いバスに乗って、日中そこに来て畑を耕していただいて、夜ちょっと帰っていただくということをやっていたかかないといけないものですから、これもやはり鶏と卵なのですけれども、やっぱり戻っていかないとなかなか加速しないといったところはどうしても出てきてしまうのかと。

(中西委員) 先生がおっしゃるように、もちろん新しい農業も是非トライしていただければと思います、若い人を中心に。

(岡委員長) 復興のところは非常にたくさんの省庁が関係しておられまして、きょうお話しくださったのが一番避難指示のところでも重要なところだと思いますが、全体の連絡調整とかそういうことはもう内閣にもありますし、そういうところがやっているということによる

しいでしょうか。

(松井支援調査官) 避難指示解除に係る部分については、私ども内閣府の原子力被災者支援チームが担当しておりますし、復興全般ということだと復興庁さんがございます。予算等も復興庁さんを中心に前に進めていくことになろうかと思えます。復興というのも長いプロセスではありますが、特にこの2年間に来る避難指示解除に向けた取組という意味で、その部分は私どもでやらせていただいているというところかと思えます。

(岡委員長) ありがとうございます。中西先生、よろしいでしょうか。

それでは、どうも大変ありがとうございました。

(松井支援調査官) どうもありがとうございました。

(岡委員長) それでは、議題2について事務局からお願いいたします。

(大島参事官) 資料第2号といたしまして、第22回原子力委員会議事録を机上配付しております。

また、今後の会議予定について御案内いたします。次回、第31回原子力委員会の開催についてでございますが、開催日時といたしましては、8月18日火曜日、午前10時30分から、開催場所につきましては、この会議室、中央合同庁舎8号館5階共用C会議室を予定しております。

以上でございます。

(岡委員長) それでは、そのほか御発言ございますでしょうか。

それでは、御発言がないようですので、これで本日の委員会を終わります。

ありがとうございました。

—了—